

別府市食物アレルギー対応給食調理場整備事業
仕様書

別府市教育部教育政策課

《目次》

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 目的・基本方針	1
3 本事業の概要	1
4 遵守すべき法制度等	3
5 仕様の変更	5
6 写真の著作権等	5
第2章 事業内容に関する事項	6
1 事前調査業務	6
2 設計業務	6
3 工事監理業務	7
4 建設業務	7
5 厨房備品等調達・取扱説明等業務	11
6 その他	12
第3章 施設仕様書	12
1 基本要件	12
2 施設整備要件	13
3 厨房備品等	16
4 その他	17

資料一覧

番号	資料名称
資料1	位置図・見取図
資料2	敷地平面図
資料3	参考プラン
資料4	諸室リスト
資料5	インフラ関連資料
資料6	備品リスト
資料7	廃棄備品リスト
資料8	持込備品リスト
資料9	既存学校給食室 設計図(新築・改修)
資料10	別府市 工事監理特記仕様書
資料11	別府市 建設工事特記仕様書
資料12	内部仕上げ表(参考)

第1章 総則

・1 本書の位置づけ

別府市食物アレルギー対応給食調理場整備事業仕様書(以下「本仕様書」という。)は、別府市(以下「市」という。)が発注する別府市食物アレルギー対応給食調理場整備事業(以下「本事業」という。)における「設計業務」「工事監理業務」「建設事業」「厨房備品調達等業務」全般に適用する。

・2 目的・基本方針

本事業は、既存の山の手小学校給食調理場を、新たに市立幼稚園および小中学校へ、1日あたり約100食の食物アレルギー対応給食を供給する能力を有する別府市食物アレルギー対応給食調理場(以下「本施設」という。)に改修する整備を行うものである。

本施設整備に当たっては、食の安全管理や衛生管理に特に留意し、食物アレルギーのある園児・児童・生徒に対して万全な対策を図る。

・3 本事業の概要

(1)事業の方式

市と契約を締結した受注者が本施設の設計及び建設を行うDB(Design Build)方式とする。

(2)事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 工事監理業務
- エ 建設業務
- オ 厨房備品等調達業務
- カ その他(単独調理場からの備品搬入・一時保管)

(3)事業期間

本事業における施設整備の対象範囲は以下に示すとおりとする。

ただし、設計業務の期間は、供用開始日に間に合うように受注者が計画し、関係機関と十分協議したうえで、事業に支障のないよう設計業務の期間を調整・設定し、本事業を円滑に推進すること。

ア 事前調査業務・設計業務期間

契約～令和5年6月末日

イ 工事監理業務・建設業務期間

令和5年7月21日～令和5年8月末日

ウ 厨房備品等調達業務

契約～令和5年8月末日

エ 供用開始

令和5年9月1日

(4)諸条件

ア 建物

整備する施設の概要は以下のとおりとする。

主要用途	(改修前)学校(単独調理場) (改修後)工場(アレルギー対応給食調理場)
階 数	1 階
構 造	鉄骨造
延べ面積	168 m ²
建築年度	平成元年度
延床面積	168 m ²

イ 敷地

本計画地は以下のとおりである。

(ア)場 所 別府市青山町5番68号

(イ)敷地面積 学校敷地 9,111.00 m²の内一部

(ウ)用途地域等 第2種住居地域 準防火地域

資料2「敷地平面図」を参照とすること。

CADデータ(JWW)は、開札後、落札者のみに提供する。

ウ インフラ等条件

インフラ等条件は以下のとおりとする。ただし、本事業で必要となる山の手小学校内の改修設計・施工及びその費用は、本事業に含む。

(既設のインフラ等は、注記がなければ山の手小学校の一部を使用している。)

(ア)電力

既存のインフラを利用する。

(イ)都市ガス

既存のインフラを利用する。

(ウ)上水道

既存のインフラを利用する。

(エ)下水道

汚水排水は、山の手小学校敷地内の既設汚水系統管に接続するものとする。

(オ)雨水排水

雨水排水は、山の手小学校敷地内の既設雨水系統管へ放流する。

(カ)通信・情報等

電話・インターネット及び機械警備の機器類設置・配線・設定は別途工事とするが、山の手小学校・警備業務受託者等との協議及び本施設における屋内配管は本事業に含む。

・4 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令・条例等(最新版)を遵守すること。

(1)法令・条例等

- ・ 学校給食法
- ・ 学校教育法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 食品衛生法
- ・ 食育基本法
- ・ 健康増進法
- ・ 建築基準法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 都市計画法
- ・ 工場立地法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ フロン排出抑制法
- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 事務所衛生基準規則
- ・ 景観法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 循環型社会形成推進基本法

- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ・ 大分県建築基準法施行条例
- ・ 大分県福祉のまちづくり条例
- ・ 別府市建築基準法施行細則
- ・ 別府市景観条例
- ・ 別府市環境保全条例
- ・ 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例
- ・ 別府市火災予防条例
- ・ 別府市下水道条例
- ・ その他関連法令、条例等

(2)適用要綱・各種基準等

- ・ 学校給食衛生管理基準(文部科学省)
- ・ 学校給食実施基準(文部科学省)
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)
- ・ 学校環境衛生基準(文部科学省)
- ・ 学校給食調理場における手洗いマニュアル(文部科学省)
- ・ 調理場における洗浄・消毒マニュアル(文部科学省)
- ・ 食に関する指導の手引 第二次改訂版(文部科学省)
- ・ 学校給食における食物アレルギー対応指針(文部科学省)
- ・ 学校・幼稚園・こども園・保育所における食物アレルギー対応マニュアル(大分県版)
- ・ 学校給食における食中毒防止の手引(日本スポーツ振興センター)
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)
- ・ 建築設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書
(国土交通省国土技術政策総合研究所,国立研究開発法人建築研究所 監修)
- ・ 建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ・ 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

- ・ 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築設備数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 官庁施設の基本的性能基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ その他の関連要綱及び各種基準等

・5 仕様の変更

(1)仕様の変更事由

市は、下記の事由により、仕様を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により、事業が著しく変更されるとき。

イ 災害、事故等により、特別な事業内容が常時必要なとき又は事業内容が著しく変更されるとき。

ウ 市の事由により事業内容の変更が必要なとき。

エ その他事業内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2)仕様の変更手続き

市は、仕様を変更する場合、事前に受注者に通知し、受注者の意見を聴取する。仕様の変更に伴い、事業契約書に基づく受注者への支払金額を含め、事業契約の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。詳細は契約書において示す。

・6 写真の著作権等

写真の著作権等については、以下のとおりとする。

(1)受注者は、市による写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。受注者は、かかる写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

(2)受注者は、写真の使用について次の事項を保証すること。

ア 写真は、市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。

イ 受注者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、写真が公表されないようにし、かつ、写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複製又は譲渡されないようにすること。

第2章 業務内容に関する事項

・1 事前調査業務

受注者は、本事業で必要と思われる調査について、関係機関と十分協議を行った上で実施し、調査を行うに当たっては、必要に応じて説明を行う等、近隣住民及び山の手小学校・近隣施設の利用者等(以下、「近隣関係者等」という)に配慮して事業を進めること。また、申請手続き等が必要な場合は、適宜、実施すること。

・2 設計業務

・ 受注者は、本仕様書に基づき、本施設を整備するために必要な設計を行うこと。

(1)業務対象範囲

- ア 建築本体(建築物・建築附属設備等)に係る設計業務
- イ 調達備品等に係る設計業務
- ウ 必要な関係諸手続き等(建築基準法第 48 条による建築許可申請を含む)

(2)設計計画書の提出

- ア 建築士法に基づく重要事項説明および書面の交付を行うこと。
- イ 設計業務着手前に、業務方針・工程表・業務体制等を含む設計計画書を作成し、市に提出すること。
- ウ 組織体制には、管理技術者、建築設計担当者、電気設備設計担当者、機械設備設計担当者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。

(3)業務の実施

- ア 設計業務の内容について市と十分に協議し、業務の目的を達成すること。
- イ 業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。市は、受注者に設計の検討内容について、随時報告を求められることができるものとする。
- ウ 設計に係る関係機関との協議内容を市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- エ 市は、設計の検討内容について、いつでも受注者に確認及び協議できることとする。関連する法規制に関する関係機関への事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。
- オ 作成する設計図書及びそれに係る資料並びに市から提供を受けた関連資料を、当該事業に携わる者以外に漏らしてはならない。
- カ 市が関係者に向けて設計内容に関する説明を行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

(4)業務の報告及び書類の提出

受注者は、設計業務完了時に、次の書類を市に提出して承諾を得ること。また、提出図書は全ての電子データ(CAD データは jww、Microsoftword、excel 及び全ての pdf データ)も提出

すること。

なお、設計図書の作成は「官庁営繕関係統一基準」を参照すること。

ア 設計図	1 部
イ 各種計算書	1 部
ウ 各種申請等関係図書	1 部
エ その他指示する図書	1 部
オ 協議書、打合せ議事録	1 部

(5)留意事項

設計完了後、設計内容が本仕様書に適合していることについての確認を受け、建設業務に着手すること。

・3 工事監理業務

(1)工事監理報告書の作成、提出

工事監理者は、「工事監理計画書」に従い、本工事の工事監理に関する報告書を作成し、市に報告を行うこと。なお、工事監理報告書には以下の内容を記載すること。

- ・主要報告事項(工事概況、工事進捗状況)
- ・工事監理状況報告事項(協議、指示、承諾、立会、検査等の状況)等

(2)工事監理業務の実施

ア 工事完了時に実施する「竣工検査」の結果報告は、工事監理者が行う。

イ 工事監理業務内容は、「民間(旧四会)連合協定・建築監理事業委託書」に示される事業とする。ただし、工事監理者が行う施工計画の検討・助言も、本工事の全てを対象として行う。

ウ その他の事項については、資料10「別府市 工事監理特記仕様書」により実施すること。

(3)その他

建築士法に基づく重要事項説明および書面の交付を行うこと。

・4 建設業務

受注者は、各種関連法令等を遵守し、本仕様書に基づき、本施設の建設業務及び関連業務を行う。

(1)業務対象範囲

- ア 建築本体(建築附帯設備等含む)に係る建設業務
- イ 調達備品等に係る建設業務
- ウ 必要な関係諸手続き等

(2)基本方針

ア 建設業務にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、受注者が責任

を負うこと。

イ 市が実施する近隣説明等に起因する遅延については、市が責任を負う。

ウ 原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、受注者が責任を負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合には市が責任を負う。

エ その他、市は受注者に対して指示や必要書類の提出を求めることができる。

(3)留意事項

ア 建設業務期間中は、近隣関係者等の安全確保及び快適な利用に十分配慮すること。関連施設の運営に影響が予測される場合には市と協議をすること。

イ 騒音、振動、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞、関係車両(通勤車両含む)の走行経路、その他建設業務が近隣関係者等に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。受注者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

ウ 関係車両は、近隣関係者等に十分注意して通行すること。

エ 建設業務期間中に第三者に及ぼした損害については、受注者が責任を負うものとする。

オ 建設業務実施に伴い必要な準備・仮設等は、全て受注者が行うものとする。

カ 建設業務実施に伴い必要となる有資格者を、適切に配置すること。

キ 資材の仮置場、仮設事務所等の設置場所及び関係車両の駐車スペースは、市の確認を受けて設置する。なお、この用途に供する範囲等は市及び当該施設管理者と協議のうえ決定する。ただし、使用した部分は事業完了時に現状復旧して返却すること。

(4)業務体制

受注者は建設業務の責任者を配置し、施工計画書と合わせて建設業務着手前に市へ通知すること。業務体制には、監理技術者の他、電気設備、機械設備等の専門別の責任者を配置すること。また、主体工事である建築工事より現場代理人を置き、受注者の責任において建設の進捗管理を実施すること。

(5)保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、受注者は第三者賠償保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。

(6)その他

その他の事項については、資料11「別府市 建設工事特記仕様書」により実施すること。

(7)業務の実施

ア 着工前業務

建設業務着手に先立ち、近隣関係者等との調整等を十分に行い、建設業務の円滑な進行と関係施設の利用者・関係者の安全を確保すること。

(ア)施工計画書等の提出

受注者は、建設業務着手前に施工計画書等を作成し、市の承諾を得ること。ただし、建設企業が工事監理者に提出し、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者が市に提出・報告すること

イ 建設期間中業務

(ア) 施工管理等

- a 受注者は事業対象の管理状況が確認出来る工事記録を常に整備すること。
- b 市は、いつでも業務実施状況の確認を行うことができるものとする。
- c 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。
- d 近隣関係者等の安全が確保できるよう仮囲いを設置するなど、建設期間中の維持管理を十分に行う。
- e 関係車両の出入口には、大型車両通行時や資材搬入時等、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般車両および通行者の安全を図る。なお、配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員、又は、交通誘導に関して専門的な知識及び技術を有する警備員等を配置すること。また、受注者は、上記のことを示す資料を市に提出すること。

(イ) 提出書類等

受注者は、次の書類を当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。

書 類	内 容	部 数	摘 要
施工体制台帳の写し	下請契約した場合、請書の写し	2	
施工体系図の写し		2	
下請負者通知書	下請人名簿	2	
各種施工計画書		2	
各種施工図		2	
使用材料承認願	カタログ	2	
設備機器承諾願		2	
廃棄物処理報告書		2	
再資源化等報告書		2	
施工管理報告書	各種施工管理、安全管理	2	
打合関係書類	随時提出	2	
検査関係書類	社内自主検査記録書、是正報告書	2	
材料試験成績票		2	
各種試験結果報告書	随時提出	2	
実施工程表	週間工程表、全体工程表	2	
指示・承諾・協議書		1	
その他市が必要とする書類		1	

ウ 完了後業務

(ア)完了自主検査等

受注者は、建設業務完了後に、受注者の責任及び費用において、竣工検査及び備品を含む機器類の試運転等(以下「完了自主検査等」という。)を実施し、設備等が正常に稼働するよう、市による完成確認検査の前までに確認すること。また、建築基準法その他関係法令に規定される各種検査及び本仕様書との整合を確認するため独自に実施する検査等の各種証明書等を事前に取得すること。

(イ)提出書類

受注者は、市による完了検査に必要な次の提出書類等を、電子データも併せて提出すること。図面データはjww形式とし、その他データ形式については協議によるものとする。著作権が生じるものについては市に帰属させるものとする。

書 類	内 容	部 数	摘 要
完成通知書		1	
実施工程表	全体工程	1	
品質証明・出荷証明書	数量管理表	1	
検査記録		1	
保証書		1	
試験報告書		1	
再生資源利用実施書		1	
再生資源利用促進実施書		1	
再資源化等報告書		1	
マニフェスト	写し	1	
施工体系図		1	
建設業退職金共済証紙 使用内訳書		1	
工事实績情報サービス 完成登録写し	CORINS	1	
化学物質濃度測定報告書	引渡し前濃度測定	1	
工事管理図書	試験報告書・納品書等	1	
工事日報		1	
メーカーリスト		1	
完成図書(竣工図)		1	
工事工程写真	サービス版	1	
打合せ記録簿の写し		1	
工事監理報告書		1	
自主検査報告書	受注者によるもの	1	
消防設備設置届書		2	
機器の取扱説明書		1	

仕様書確認結果報告書		1	
電子データ	pdf 等	1	
その他本事業に必要となる書類等		1	

(ウ)引渡し

受注者は、施設、厨房設備、及び備品の取り扱いに対する説明を行い、習熟の支援等を行うこと。

(8)各種申請等業務

ア 本事業を実施するに当たり、本仕様書及び契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に行うこと。

イ 関係官庁へ申請等の必要がある場合には、受注者はその手続を速やかに行い、市に報告すること。市は、受注者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。

ウ 申請や届出に係る手数料を含む諸費用は受注者の負担とする。

エ 市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、受注者は必要な協力を行うこと。

(9)その他

本事業を実施するに当たり、本仕様書及び契約書で示す内容を満たすうえで、その他に施設整備上必要な事業がある場合は、本事業に支障がないよう、適切に実施すること。

・5 厨房備品等調達業務

受注者は、資料6「厨房備品リスト」に示す備品等を調達・設置すること。調達にあたっては、市の確認を得ること。

(1)業務対象範囲

ア 厨房備品の調達・設置業務

イ 厨房備品の台帳作成業務

ウ 試運転・設備機器操作習熟等

(2)業務の実施

ア 業務期間

厨房備品等調達業務の期間は、引渡し日に間に合うように、受注者が計画すること。受注者は、関係機関と十分協議した上で事業全体に支障のないよう期間を調整・設定し、本事業を円滑に推進すること。

イ 厨房備品等

- (ア) 受注者は、次の点に留意して厨房備品等を調達すること。なお、実施にあたっては、市と協議を行うこと。
- (イ) 資料については、選択の参考として示したものであり、必要とする性能については原則として指定とするが、メーカー等を指定するものではない。
- (ウ) 資料6「厨房備品リスト」に示す備品等は、すべて新品とすること。
- (エ) 「学校給食衛生管理基準」に適合し、ドライシステムに対応したものとすること。
- (オ) 別途、市が準備する備品等に適した厨房備品等を調達すること。

・ 6 その他

受注者は、市が準備する備品等を運搬し、設置する。(一時保管含む)

- (1) 市が準備する備品等は、資料8「持込備品リスト」に示す。
- (2) 厨房備品の固定方法は、市と協議を行い本事業で用意した建築付帯設備に接続すること。
- (3) 持込備品の固定方法は、市と協議を行うこと。
- (4) 機器の試運転は、本事業にて行うこと。
- (5) 固定及び接続時に生じた以外の運搬や備品等本体の不具合については、市が責任を負う。

第3章 施設仕様書

・1 基本要件

(1) 基本的事項

- ア 本仕様書では基本的事項を定めるものであり、これを上回る施設を整備することを妨げるものではない。施設整備に際しては、市の意図を反映させ、機能性、合理的計画とすること。
- イ 施設の性能及び機能を発揮するために必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。

(2) 基本方針

既存施設を改修し、1日あたり約 100 食の食物アレルギー対応給食の供給能力を有する給食調理場を整備する。

- ア HACCPの考え方による学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステムの導入をはじめ、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域を部屋単位で明確に区分するなど、衛生管理を行う。
- イ 空調や換気設備を備えた構造とし、適切な温湿度環境を維持するとともに、調理室内の作業動線を調理工程に沿った効率的な運営が行えるようにする。
- ウ 運営や維持管理における効率性、経済性を考慮した施設とする。
- エ 近接する施設が多いため、近隣関係者等の安全性を確保し、運営への影響を最小限とできるよう配慮する。

- オ 設計時には、図面及び現地にて詳細な調査を行い、最適な計画とすること。
- カ 関係機関と協議し、法令を遵守した設計を行うこと。
- キ 本事業において撤去するもの(資料7「廃棄備品リスト」)は、法令を準拠し適切に処分すること。

・2 施設整備要件

(1) 基本的事項

- ア 山の手小学校給食調理場を改修して食物アレルギー対応給食調理場として整備する。
- イ HACCPの考え方を取り入れ、(1)に相応しい設計とすること。
- ウ 現地調査を踏まえ、機能性、経済性に配慮すること。
- エ 騒音・車両通行など、近隣の住環境に配慮した設計とすること。

(2) 施設整備概要

ア 諸室

次の諸室を最低限配置すること。また、各室には、資料4「諸室リスト」のとおり本仕様書の建築付帯設備・備品等を備え、市が支給する備品等を設置可能な計画とすること。なお、資料3「参考プラン」を参考とすること。

イ 仕上げ計画

(ア)仕上げの選定にあたっては、各種基準及び以下の事項に配慮し、次の内部仕上げ表と同等以上であることを原則とする。

- ・各室の用途に合わせ、耐摩耗性・耐荷重性及び防滑性などに配慮した仕上げを選定すること。
- ・休憩室兼会議室、更衣室、トイレ以外の調理室に関する全ての室(以下、「調理エリア」という)の天井及び内壁は、耐水性、抗菌性、防かび性のある材料を用いること。
- ・隙間が無く平滑で、内壁と床面の境界にはアールを設け、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすること。
- ・床面から高さ 30cm までの内壁は、不浸透性材料を用いること。
- ・調理エリアに新設する建具は、耐水性、防錆性、耐久性に配慮し、HACCP対応の建具とすること。
- ・主要な動線上の扉は、取手を握らずに開閉できるものとする。
- ・既存窓ガラスには、飛散防止フィルムを貼ること。新たに設置するガラスは、破損や飛散防止に配慮したものとする。
- ・開閉できる構造の外窓には、取り外して洗浄できる網戸等を設置すること。
- ・壁面、天井面、天井内等の結露対策について十分に配慮すること。
- ・調理エリアは、床を色分けする等して、汚染、非汚染区域等のゾーニングを分かりやすくすること。

(イ)維持管理について留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、使用材料はホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、建物の耐久性についても十分検討し、工法・材料を選定すること。

(ウ)内部仕上げについては、資料12「内部仕上げ表(参考)」のとおりである。

ウ 建築附帯設備

メンテナンス性、更新性、将来の電気容量の増加に配慮し、容易に保守点検、改修工事が行える計画すること。また、休憩室兼会議室から防災設備の監視、電灯・空調の運転・停止、空調の温度調節等の一括管理ができるようにすること。

(ア)強電設備

本施設に必要な電気容量に準じた受変電設備を設け、配管配線及び幹線布設等を行う。

- ・受変電設備は、山の手小学校昇降口棟屋上にある設備を利用するものとする。
- ・使用電力量が簡易に確認できるよう、メーター等の設置を行うこと。
- ・本施設に必要な電気容量に準じた動力設備を設け、配管配線及び幹線布設等を行う。
- ・分電盤及び電力量計を容易に点検できる場所に設置する。
- ・コンセントは2口接地極付を基本とし、設置数・位置は諸室に必要な分を整備し、水を扱う諸室では漏電対策に十分留意すること。
- ・照明設備はLED照明とし、JIS 照度基準に基づく照度以上、調理エリアの作業台面では500ルクス以上を確保し、食品の色調が変わらないようなものとする。
- ・照明器具は、調理エリアでは付着するホコリ等衛生面及び電球等の破損による破片の飛散の防止に配慮したものを選定すること。
- ・調理エリアの適切な位置に殺菌灯を設置すること。
- ・照明スイッチの種類および配置は、施設の利用状況に配慮したものとする。
- ・便所の照明設備は、人感センサーライト仕様とする。
- ・搬入口・回収口及び職員出入口には、雨天時などの利用に対応した照明を設ける。

(イ)弱電設備

通信・情報設備、機械警備設備(配線及び機器の設置・設定を含む)を、別途、発注者側にて整備するが、空配管はこの事業で整備する。また、並行して工事できるよう現地での協議・調整を行う。

- ・施設の荷受室入口には、休憩室兼会議室及び調理室等との連絡可能なインターホン設備等を設け、配管配線工事を行うこと。

(ウ)空調設備

各諸室に、適当な空調設備を設ける。

- ・空調設備は仕上げおよび用途から熱負荷等を検討し、系統および方式について十分配慮したものとする。
- ・各室の温湿度の設定は、「学校給食衛生管理基準」の考え方に基づくこと。
- ・室外機は重耐塩仕様とし、消音対策を講じること。

(エ)換気設備

各室に、関係法令及び基準に基づいた必要な換気設備を設ける。

- ・水蒸気及び熱気等の発生する場所には、結露対策を施した強制排気設備を設けること。
- ・外気を取り込む給気口等には、汚染された空気及び昆虫等の流入を防ぐため、フィルター等を備えたものであること。なお、フィルターの性能及び設置箇所については、衛生面及びメンテナンス性を十分考慮したものとし、洗浄、交換及び取り付けが容易に行える構造であること。
- ・換気設備等は、少なくとも1日1回床を乾燥させる能力(1日の作業終了後、清掃を行い、その後換気設備等にて室内の湿気分を除去する能力)を有していること。
- ・換気及び空調設備は、清浄度の低い区域から清浄度の高い区域に空気が流入しないように設置すること。
- ・排気による蒸気、煙、臭気が周辺に影響しないように、脱臭装置や消臭装置など適切な対策を講じること。
- ・騒音規制対象外の換気設備等についても低騒音型を採用するなど配慮すること。

(オ)給排水衛生設備

- ・給水・給湯・給蒸気供給配管については防錆、腐食に配慮した計画とすること。
- ・給排水は適切に既存の上下水道と接続すること。
- ・調理エリアからの排水は既存グリーストラップを使用すること。
- ・調理エリア内の排水溝内部は塗膜材を用いて平滑処理を施すなどゴミ、食材が溜まらないよう計画し、鼠及び昆虫類の侵入防止及びゴミの流出防止のために、耐酸性及び耐熱性を有するカゴを設置すること。
- ・トイレを除く手洗い設備には、すべて温水を設けること。
- ・トイレに設ける全ての衛生器具は、手を器具に触れずに操作可能なセンサーを採用すること。

(カ)消防設備

関係機関と協議のうえ、必要な設備を設ける。

- ・既存の山の手小学校事務室の自動火災報知機警報受信機を利用する。

(キ)排煙設備

関係機関と協議のうえ、必要な設備を設けること。

エ 仮設

本事業に必要となる仮設は、受注者の責務において適切に設け、管理すること。

- ・作業員休憩所および仮設便所等は、受注者の責務において適切に設けること。
- ・仮設電気、仮設水道等は、必要に応じて受注者が設けること。なお、仮設水道については、使用量が確認でき、使用料を負担する場合に限り、既設水道を使用できる。
- ・本事業範囲および資材の仮置場、工事用車両については、受注者の責務において適正に管理すること。
- ・本事業で使用した仮設については、事業完了後、速やかに現状に復すること。

・ 3 厨房備品等

受注者は、資料6「厨房備品リスト」に示す厨房備品等を調達すること。

資料については、選択の参考として示したものであり、必要とする性能については原則として指定とするが、メーカー等を指定するものではない。

(1) 厨房設備の据付工法について

以下の点に配慮しながら、機器ごとに最も適切な据付工法を採用すること。

- ・耐震性能を考慮し、導入する機器にあわせた固定方法とすること。
- ・機器回りの清掃が容易な構造とすること。
- ・ホコリ、ゴミ溜りができないこと。
- ・キープドライであること。

・ 4 その他

廃棄する備品等は資料7「廃棄備品リスト」のとおりである。また、持ち込む備品等は資料8「持込備品リスト」のとおりである。